

平成 30 年 1 月 29 日（月）発表

【担当】

職業安定部職業対策課

課長 和田 理

課長補佐 仲 誠

地方障害者雇用担当官 藤木 真保

☎ 059-226-2306

「精神障害者雇用促進キャンペーン」の実施について

三重労働局（局長 林 雅彦）は、本年 4 月から障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加され法定雇用率が引き上げられることに伴い、精神障害者の更なる雇用促進と職場定着を推進していくため、平成 30 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間において、「精神障害者雇用促進キャンペーン」を以下のとおり実施します。

1 経済団体等への訪問による要請

労働局、ハローワークの幹部等が地域の経済団体等を訪問し、下記事項についての周知を行うとともに障害者の積極的な雇用に向けた取組みを要請します。

- ① 障害者雇用の意義。
- ② 精神障害者の雇用が義務化され法定雇用率が平成 30 年 4 月 1 日から引き上げになること。（※1）
- ③ 精神障害者である短時間労働者のカウント方法が変わること。（※2）
- ④ 精神障害者の雇用事例。
- ⑤ 精神障害者の雇用促進のために各種の支援策があること。

※1：法定雇用率が、平成 30 年 4 月 1 日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成 30 年 4 月 1 日以降
民間企業	2.0% ⇒	<u>2.2%</u>
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	<u>2.5%</u>
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	<u>2.4%</u>

※2：精神障害者である短時間労働者（※3）の算定方法が変わります。

精神障害者である短時間労働者であって、雇入れから 3 年以内の方 又は精神障害者保健福祉手帳取得から 3 年以内の方 **かつ** 平成 35 年 3 月 31 日までに、雇い入れられ、かつ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方



雇用率算定方法
【対象者 1 人につき】 **0.5 → 1**

※3：1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満である方です。

2 事業主への周知・要請

労働局幹部やハローワークの幹部等が事業所を訪問し、精神障害者の雇用を積極的に検討するよう要請します。

また、事業主と接触するあらゆる機会を捉えて、周知並びに要請を行います。

3 「障害者雇用推進懇談会」の開催

三重県内に本社を置く金融機関を対象に、精神障害者の雇用に向けて金融機関相互の情報交換を目的として、「金融機関における障害者雇用推進懇談会」を開催します。